事例No.	715
公表年度	H30
団体の属性	都道府県
団体名	香川県

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・（行政改革）業務の効率化

事例種類	広域化

事例内容・タイトル

香川県における水道広域化

出典

全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議配付資料



資料５

全国都道府県・指定都市公営企業管理者会議

取組事例
～香川県における水道広域化～

かがやくけん、かがわけん。
香川県

はじめに　香川県の地勢と水道事業

・市 町 数　　8市９町
・人　　口　　976千人　(全国 第39位)
・県土面積　　1,877㎢　(全国 第47位)
・年間降水量 1,210mm(全国 第42位)

香川用水関係図



水道事業 (H28)	上 水　16 簡 水　15 用 供　2
給水人口 (H29)	96.6万人
基幹管路 耐震化率 (H28)	16.4%
香川用水比率 (H28)	48.9%
家庭用 水道料 金　月 20㎥ (H29)	2,600円 ～ 4,195円

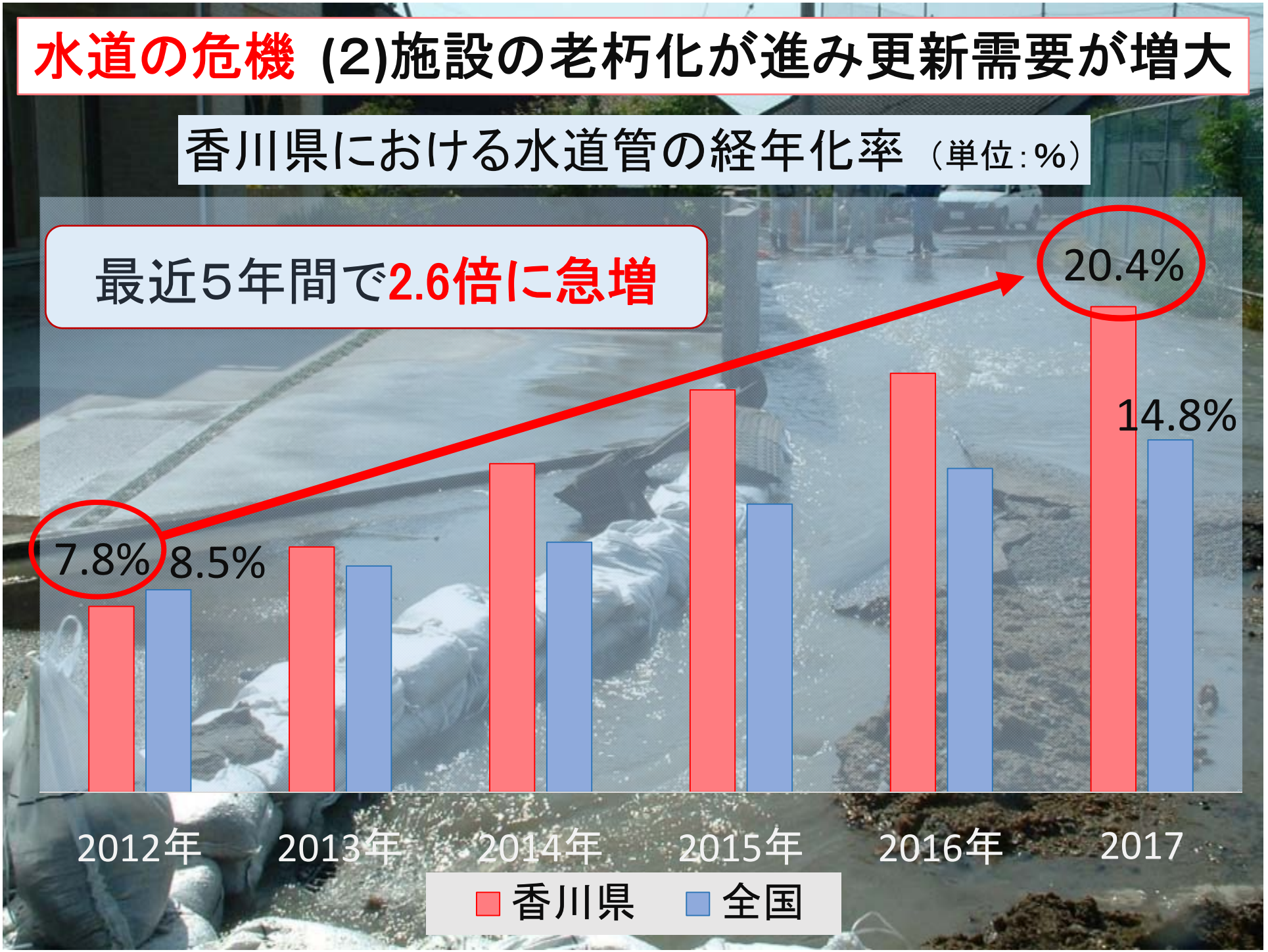
水道の危機 (1)料金収入の減少で大きな財源制約

県内の料金収入と給水人口の見込み



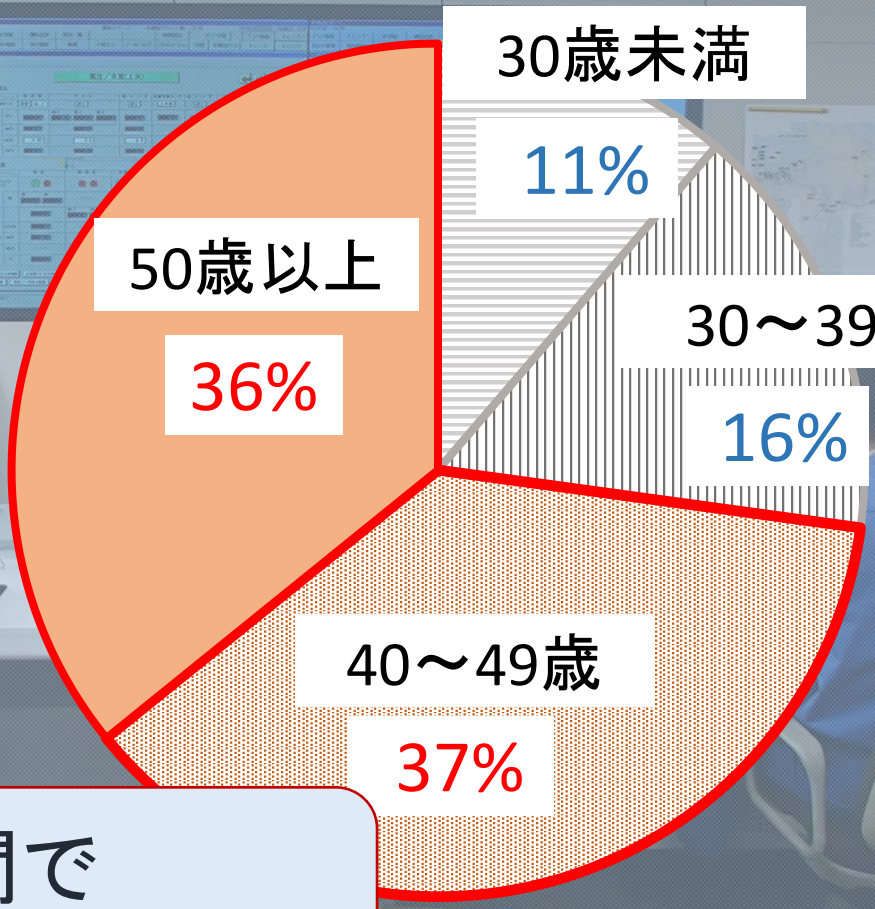
毎年、減収を続け、20年後には
1割を超える減収

水道の危機 (2)施設の老朽化が進み更新需要が増大



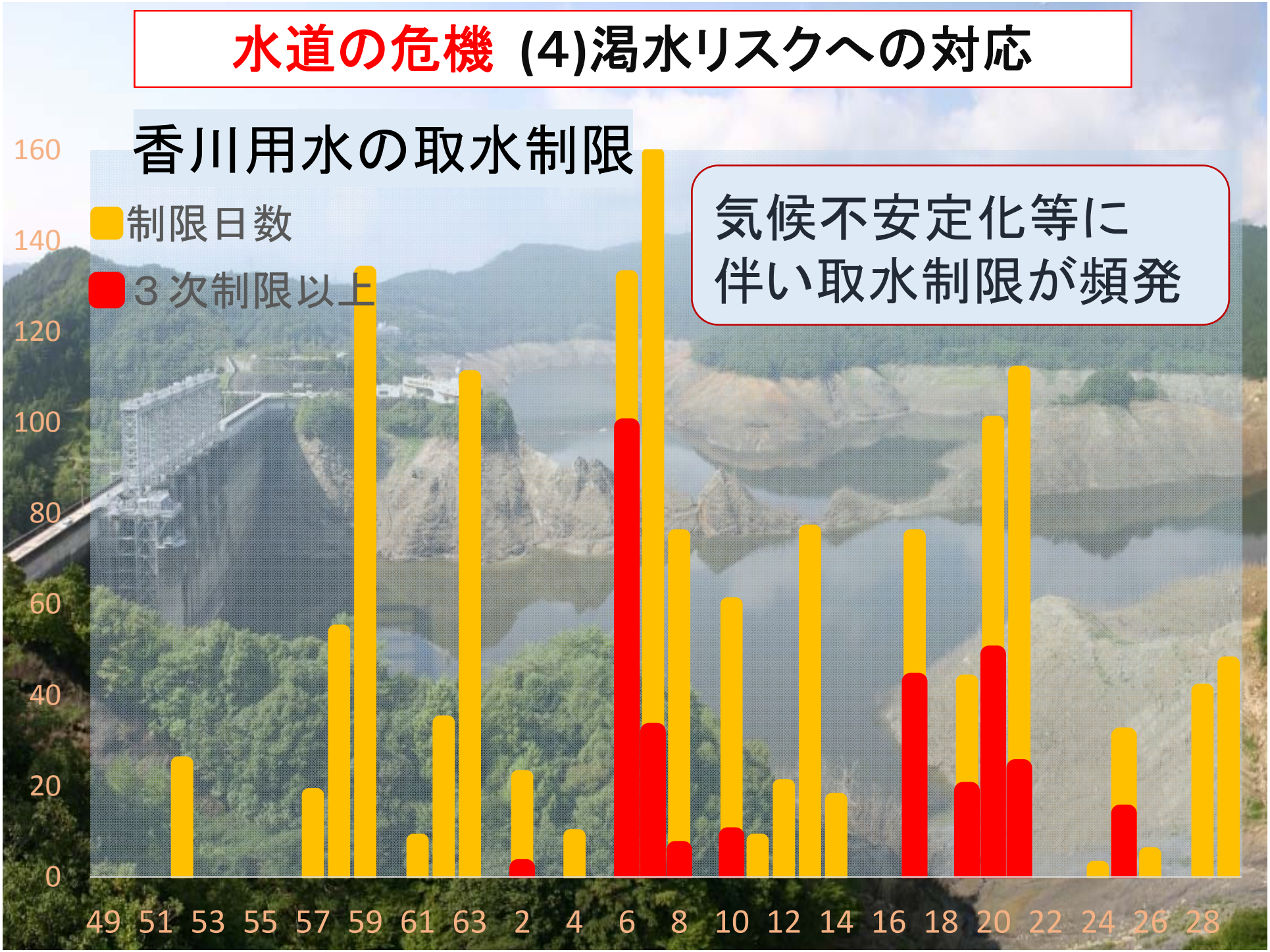
水道の危機 (3)職員の大量退職で技能伝承が困難化

香川県内の水道従事職員の年齢構成



今後20年間で
職員の**4分の3が定年**

水道の危機 (4)渇水リスクへの対応



危機の克服に向けて
～県が調整役として10年にわたる議論～

・H20 市町・県の担当課長による勉強会

・H22 水道広域化専門委員会（有識者）

・H23 水道広域化協議会（任意協議会）

・H25 広域水道事業体検討協議会（〃）

・H27 広域水道事業体設立準備協議会
（地方自治法に基づく協議会）

・H29 水道広域化基本計画策定・
事業統合に関する基本協定
関係議会の議決、総務大臣の企業団設置許可
香川県広域水道企業団設立
厚生労働大臣の水道事業認可

※広域化に先立ち、県内13簡易水道は29年中に上水へ統合



知事と市町長による協議

危機の克服に向けて
～水道の基盤強化を図るため、県内一水道を実現～

H30年４月「県内一水道」を担う
「香川県広域水道企業団」を始動



【企業団の概要】

- 構成団体　県と16市町（直島町除く）
- 実施事業　水道事業、工業用水道事業
- 企業長　浜田香川県知事
- 正規職員数　約460人
- 給水人口等　約96万人（工水:38事業所）

危機の克服に向けて (1)不公平感の解消方策

事業開始後10年間は旧事業体ごとの区分経理（市町ごとの料金体系）。以下の条件をクリアし、40年度に料金統一

財政条件（H39末）

- 企業債残高の料金収入比3.5倍以下
- 内部留保資金の料金収入比50%超

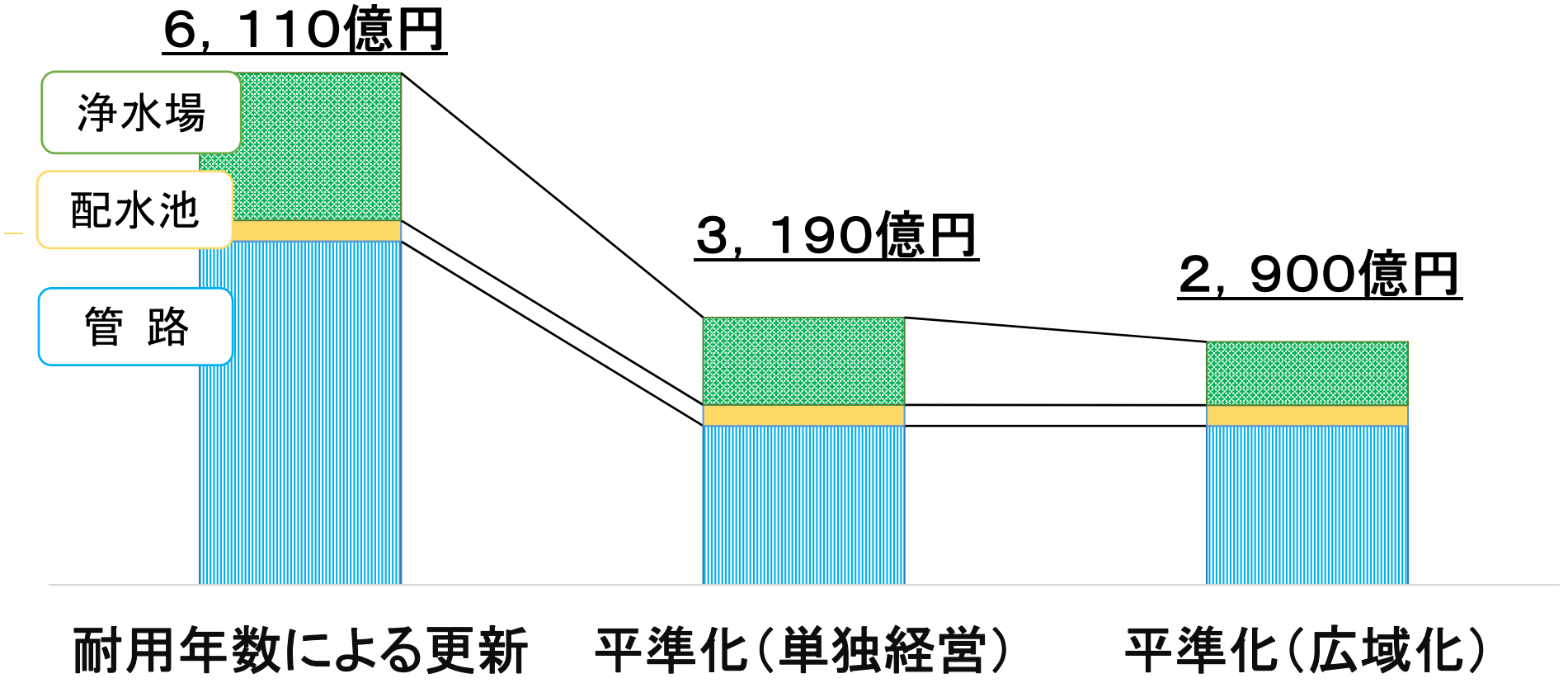
施設整備（10年間）

- 旧事業体ごとの更新整備計画
- 広域施設整備計画

広域化に向けた検討期間は、整備計画とリンクした財政試算を繰返し行いながら議論

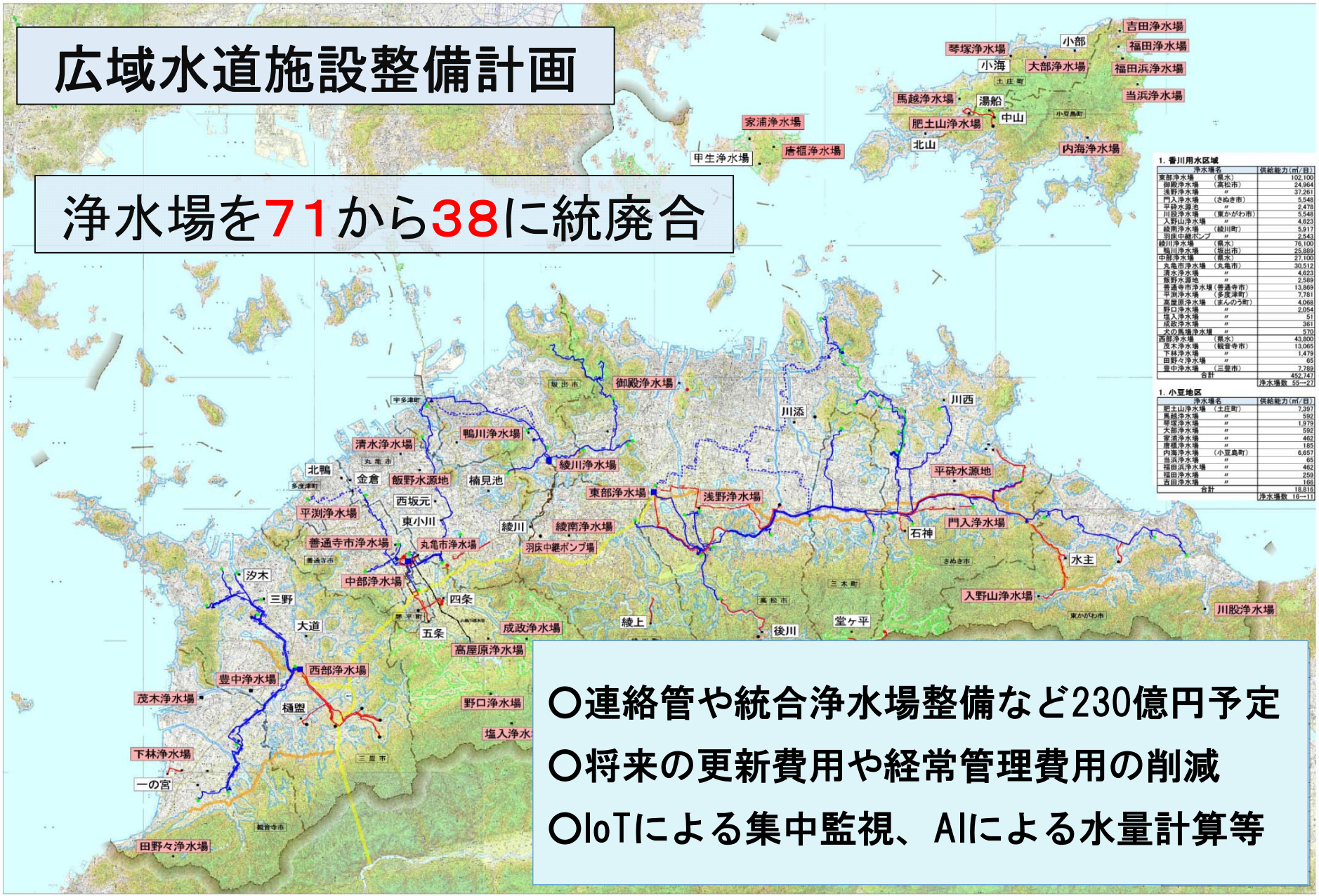
危機の克服に向けて (2)アセットマネジメントに基づく更新

水道施設の更新事業費の比較（H30～H55）



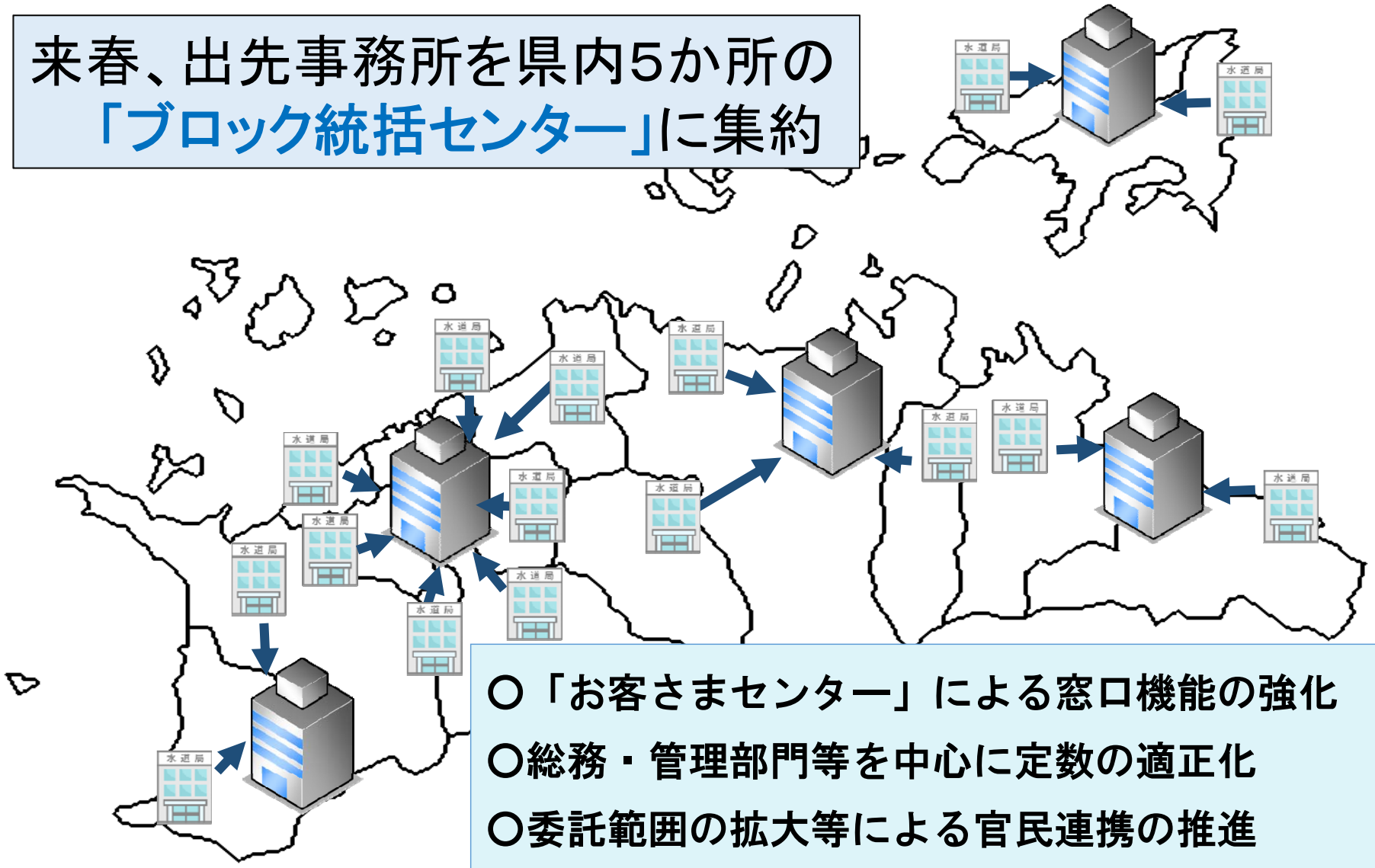
○ 施設ごとの更新基準を定め、10年間で1,300億円余の更新計画
○ 事業費（量）を平準化し、財政収支計画に反映
○ 本計画実施で39年度の耐震化率を36.3%（H29:19.9%）に引上げ

危機の克服に向けて (3) 水融通の円滑化と浄水場を統合



危機の克服に向けて (4)ブロック統括センターの設置

来春、出先事務所を県内5か所の
「ブロック統括センター」に集約



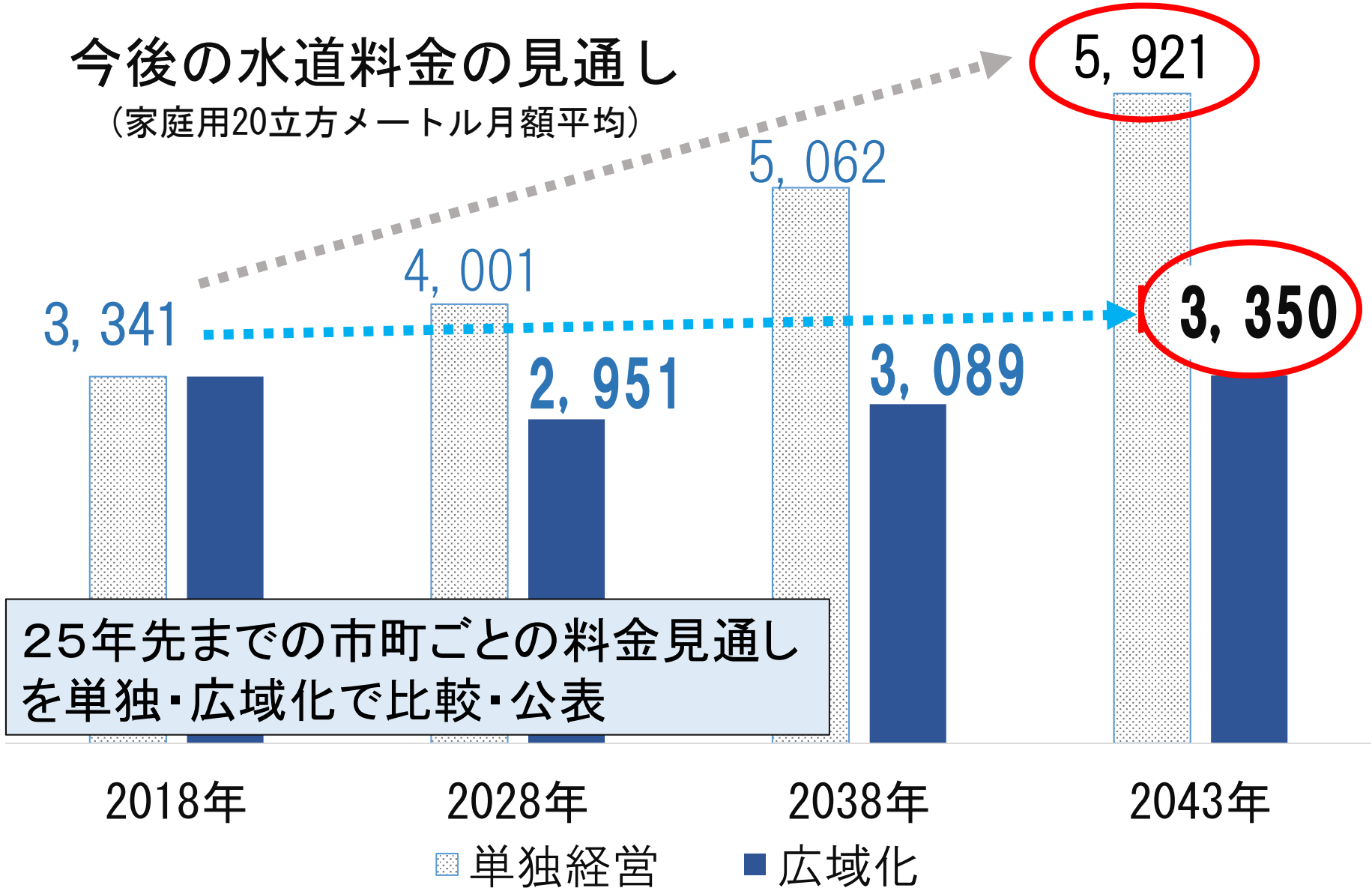
○「お客さまセンター」による窓口機能の強化

○総務・管理部門等を中心に定数の適正化

○委託範囲の拡大等による官民連携の推進

○各種サービス水準の統一、技術職の人材育成

危機の克服に向けて (5)住民負担の過度な上昇を抑制

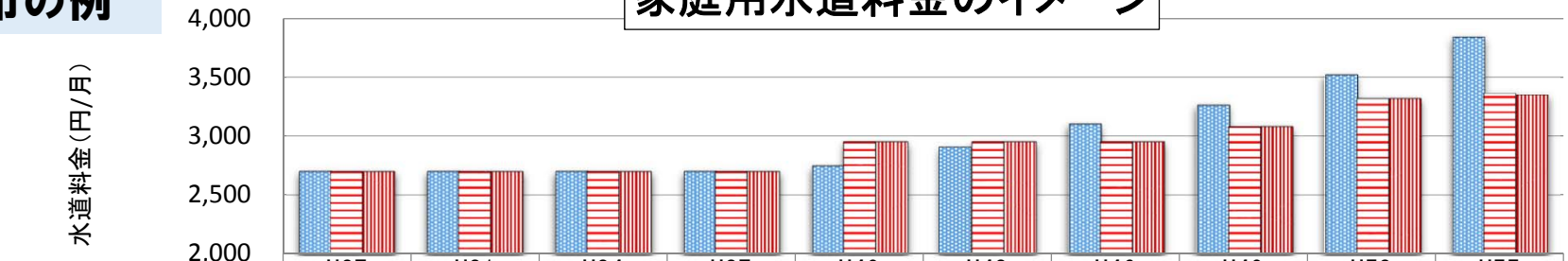


危機の克服に向けて (5)-2 住民・議会に検討状況を公表

協議会の決定事項は、ホームページや広報紙等で情報発信
特に料金関係は、財政試算の変更ごとに市町別イメージを公表

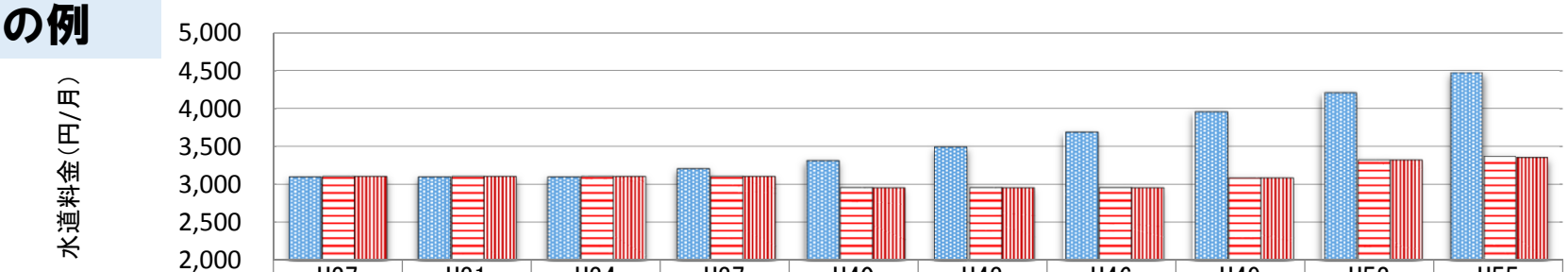
A市の例

家庭用水道料金のイメージ



	H27	H31	H34	H37	H40	H43	H46	H49	H52	H55
単独経営（モデル1）	2, 700	2, 700	2, 700	2, 700	2, 748	2, 909	3, 102	3, 263	3, 520	3, 841
広域化（モデル1）	2, 700	2, 700	2, 700	2, 700	2, 951	2, 951	2, 951	3, 079	3, 318	3, 366
広域化（モデル2）	2, 700	2, 700	2, 700	2, 700	2, 951	2, 951	2, 951	3, 079	3, 318	3, 350

B市の例



	H27	H31	H34	H37	H40	H43	H46	H49	H52	H55
単独経営（モデル1）	3, 100	3, 100	3, 100	3, 207	3, 314	3, 492	3, 688	3, 955	4, 205	4, 472
広域化（モデル1）	3, 100	3, 100	3, 100	3, 100	2, 951	2, 951	2, 951	3, 079	3, 318	3, 366
広域化（モデル2）	3, 100	3, 100	3, 100	3, 100	2, 951	2, 951	2, 951	3, 079	3, 318	3, 350

危機の克服に向けて (6)企業団の今後の取組み

事業開始時(30年４月)	平成32年度～	平成40年度～
●旧市町単位に「事務所」を置き、区分経理を実施 ●財務システム、設計積算・工事検査要領を統一 ●災害基本指針の策定、応援協定の締結（市町、建設業協会等） ●企業団水質検査計画の策定 ●指定給水装置工事事業者は、既指定業者を全域指定 ●企業団の入札参加者名簿作成	●県内５か所に設置する「ブロック統括センター」に業務集約 ●料金システム等を統一 ●検針・調定・収納の取扱を統一 ●コンビニ、クレジットカード収納を全域で実施 ●入札・契約制度を統一 ●給水装置工事施工基準を統一 ●窓口業務、浄水場管理の委託拡大を順次実施 ●プロパー採用を開始	●旧事体ごとの財政目標（内部留保資金と企業債残高／料金比率）を達成（H39年度末） ●アセットマネジメントに基づく更新計画の達成（H39年度末） ●旧事業体ごとの区分経理を終了し、水道料金を統一

広域化の目的 将来にわたり安全な水の安定的な供給

危機的課題

- 給水収益の減少
- 施設の老朽化
- 地震等の大規模災害
- 料金、サービス格差
- 職員の大量退職
- 渇水の頻発化

県内一水道で解決

解決に向けた取組み

- スケールメリットを生かした合理化
- アセットマネジメントに基づく更新
- 計画的な耐震化推進、危機管理強化
- 料金・各種サービス基準の統一
- 職員数の適正化、専門能力の向上
- 水源の一元管理による円滑な水運用

「広域化」は、基盤強化に向けた一方策。所期の目的の実現には、企業団による取組がこれまで以上に重要